

### いじめの定義と本校のいじめに対する基本的な認識

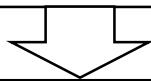
## (1) いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

## (2) いじめに対する基本的な認識

- ・いじめは、教育を受ける権利を侵害し心身の成長、人格の形成に影響を与えるのみならず、その生命また身体に危険を生じさせる恐れがある。
- ・いじめはどの児童生徒にも起こりうる。
- ・いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。
- ・いじめは、すべての児童生徒に関する問題であり、いじめ問題に対する理解を深めなければならない。
- ・教職員、家庭、地域、関係機関は個々の責任と連携のもとに「安心して心豊かに生活できる社会をつくる」という認識を共有する。



### いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、学部主事、養護教諭、教育相談担当教諭  
(担任、部活顧問、寄宿舎担当職員等)

委員会担当者は生徒指導主事とし、情報の収集・記録を行う。

- ①いじめ防止基本方針の作成。
- ②年間計画の作成、実行、検証、修正。
- ③相談・通報窓口の設置。
- ④研修会の企画立案。
- ⑤アンケートの実施と結果報告。
- ⑥各学部との情報共有。
- ⑦～⑨の取り組みをPDCAサイクルで検証し問題の解決まで責任を持つ。
- ※年6回の定期委員会（年度当初と年度末は通常対策に関する会議を兼ねる）とともに、必要に応じて開催する。
- ※委員会は、児童会・生徒会、保護者代表、スクールカウンセラー、学校評議員の意見を反映して開催する。



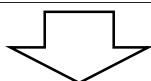
### 児童会・生徒会の取り組み

## 小学部児童会

- 「いじめ〇のやくそく」
- 1 「あったかことば」をつかおう。
  - 2 いっしょになかよくあそぼう。
  - 3 こまっているともだちをたすけよう。

## 中学部・高等部生徒会

- 「いじめ防止3カ条」
- 1 相談できる相手をつくる。
  - 2 「嫌だ」と思ったら相手にすぐに伝える。
  - 3 自分がされていやなことは相手にしない。



### いじめの未然防止

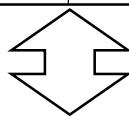
- ①道徳教育の重点的実践。（年2回のいじめ防止学習月間と、すべての教育の中で道徳教育の実施）
- ②情報モラル教育の実践。
- ③話し方・聞き方指導。
- ④人間関係の把握と集団作り。（hyper-QUの実施）
- ⑤アンケートの実施。（実態把握と個人懇談）
- ⑥児童生徒の主体的な活動支援（児童会・生徒会での学校生活やルールについての話し合い）。
- ⑦カウンセリングの実施（スクールカウンセラーとの面談）。
- ⑧教職員向け研修会の実施。
- ⑨保護者への広報・啓発。

### いじめの早期発見

- ①全ての教職員による児童生徒の見守り、丁寧な観察。
- ②学部や生活安全部での情報共有。
- ③教育相談活動の実施と問題把握。
- ④児童生徒との信頼関係の構築。
- ⑤相談しやすい学校の雰囲気作り。
- ⑥保護者、児童生徒とのきめ細かいコミュニケーション。

### いじめへの対応

- ①いじめの制止と聞き取り。
- ②いじめ防止対策委員会での協議。
- ③いじめられている児童生徒の身の安全と安心して教育を受けられるような配慮。
- ④いじめている児童生徒への指導。
- ⑤傍観している児童生徒への指導。
- ⑥双方の保護者へ報告し、連携しての対応。
- ⑦警察への相談。
- ⑧スクールカウンセラー、養護教諭との連携。
- ⑨相談窓口の利用。
- ⑩必要に応じて外部の専門機関への支援要請。



### 教育委員会や関係機関等との連携

- 鳥取県教育委員会
- 子ども悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- 鳥取県いじめ問題検証委員会（県人権局）
- 鳥取警察署
- 鳥取地方検察署
- スクールカウンセラー
- 学校評議員

### 保護者との連携

- いじめの未然防止・発見のために
- ①児童生徒の学校、家庭生活に関する共通理解（懇談、電話連絡）。
  - ②児童生徒の友人関係、金銭の使用状況の把握。
  - ③児童生徒の悩みや困りごとのケア。
  - ④学校への早めの相談。
- いじめへの対応
- ①双方の保護者に対する事実関係の報告。
  - ②家庭での様子、友達関係についての情報収集。

### 重大事態発生時

- ①「重大事態調査委員会」の設置。
  - ②事実関係を明確にする。
  - ③いじめを受けた児童生徒、その保護者に対する適切な情報提供（※関係者の個人情報を十分配慮する）。
  - ④調査結果を教育委員会に報告。
  - ⑤解決に向けた指導・助言、支援、継続指導と経過観察、再発防止のための取り組みをいじめ防止対策委員会で協議、決定し、全教職員で対応。
- ※法に抵触する場合は警察へ通報する。